質問第一○号

憲法第十八条に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年二月十八日

田一殿

衆

議

院

議

長

福

提出者

森

清

憲法第十八条に関する質問主意書

日本国憲法第十八条に関し、政府の見解について質問する。

一「奴隷的拘束」の意味について

我 が 玉 に は 奴 隷 なる ŧ 0 は 未だかつて存在したことが ない と考えるので、 憲 法 に お **\ · ~ 禁止

す Ź 奴 隷 的 拘 束 \mathcal{O} 意 味 が 不 明 確 で あ る。 強 7 7 求 む れば、 ア X IJ 力 合 衆 玉 に お 1 7 南 北 戦 争 後

奴 隷 制 を 廃 止 す る た 8 憲 法 修 正 第 十三条を定 め、 奴 隷 及 び そ \mathcal{O} 意 に 反 す る 苦 役 は 当 事 者 が

適 法 12 宣 告 を受 け た 犯 罪 12 因 る 処 罰 \mathcal{O} 場 合 を 除 1 て は 合 衆 玉 内 又 は そ \mathcal{O} 管 轄 12 属 す る 1 か な

る 地 に ŧ 存 在 ľ て は なら な ر \ د と規定 L 7 ** \ る。 我が 玉 に 存 在したことが な **,** \ 奴 隷 \mathcal{O} 解 釈

は、 ア メリカ 合衆 玉 憲法にいう 「奴隷」 と同じものと解するか。

二「苦役」の意味について

服 務」となつて Į, たが、 憲法 一では 「苦役」となつてい る。 こ の 原 案 f, 最終 的 に 連 合国 最 高 司 令

官が 承認したものも、 英文では同じ文言であり、 こ の 英語 は 「奴隷であること、 隷 属、 苦役、

という意味と解するが、このような意味で「苦役」という言葉を使つたものであ るか。

憲法第二十七条では 「勤労」という言葉が 使われており、 通常 の用 語例にお いて ŧ 「労働」 を

「苦役」 と 表 現することはない。 従つて、 連合国 最 高 司 令官 が · 承 認 L た憲法改正案の 英文の 訳 \mathcal{O}

とお り、 奴隷 に近 1 状態 の労働をいうもの と解するがどうか

先 に 引 用 L た 合 衆 国 憲 法 に お 1 7 は 「奴隷」 及びその 意に反する苦役」 と 同 列 に規定さ れ 7 Į, る

ことからも、このように解するがどうか。

三 政 府 は、 徴兵 制 を違憲とする根拠 に憲法 第十八条を引用して ν, る。 徴兵制によつて 自 衛 官 が

徴集された場合も自 衛官と同 じ内容 0) 職務につくこととなり、 このような職務に従 事させるこ

とが、 奴 隷 的 拘 束 又 は そ 0) 意 に 反 す る苦 役 に な る か 5 憲 法 達 反 へであ るとして V る が 徴 兵 さ れ

た / 者 \mathcal{O} 職 務 が こ の 奴 隷 的 拘 東 又は 「そ 0) 意 に 反する苦役」 0 両 者に該 当するも ので あ る か、 何

れか一方にのみ該当するものであるか。

兀 災 害 救 助 法 第二十四条、 消防 法第二十九条、 自衛隊法 第百三条等に . お **,** \ て、 緊急 の場合、

定 \mathcal{O} 業 務に その意に反して 従事させることができることとなつてい るが、 これ は 憲 法 第 + 八 条

により憲法違反であるか。

違 反 で な 1 とすれ ば、 自 衛 官 \mathcal{O} 職 務 に 従 事 させることが 憲法 第 + 八 条 に 該 当 Ļ 消 防 法 等

 \mathcal{O}

業 務 に 従事 させることが 同 条 12 該 当 L な 1 根 拠 は 何 か

五. 世 界 人 権 宣 言 第 四 条 は、 何 人 ŧ, 奴隷 にされ、 又 は 苦役 に服することは な 奴 隷 制 度

及 び 奴隷 売 買 は *ر* را か なる形 にこ お **,** , ても 禁 止する。」とし、 市 民 的 及 び 政 治 的 権 利 に 関 す る 玉

際規約」第八条では、次のとおり規定している。

- 1 何 人 ŧ 奴 隷 \mathcal{O} 状 態 に 置 か れ な \ <u>`</u> あ 5 ゆ る形 態 \mathcal{O} 奴 隷 制 度 及 び 奴 隷 取 引 は、 禁 止 一する。
- 2 何人も、隷属状態に置かれない。
- 3 a 何人も、強制労働に服することを要求されない。
- (c) \mathcal{O} 3 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用上、「強 制 労働」 に は、 次 0 ŧ 0 を含まない。
- (ii) 軍 事 的 性 質 \mathcal{O} 役 務 及 び、 良 心 的 兵 役 拒 否 が 認 8 5 れ て ζ`\ る 玉 に お *(*) て は、 良心

的

兵役

拒否者が法律によつて要求される国民的役務

第十 る。 苦役 以 な 上 八 お、 人 \mathcal{O} 条 لح 権 \mathcal{O} 書 苦 宣 お り、 言 役 (隷 で \mathcal{O} 英 は 玉 属 苦 際 訳 状 的 役 文 態) لح に は Ł 翻 何 で 確 訳 は n さ <u>V</u> ŧ な L れ 7 同 た が 概 規 \mathcal{O} 約 念 強 英 制 及 で 語 労 は び で 働 我 隷 あ が る。) 属 (英文に 玉 状 が 態 に 批 لح お 兵 准 翻 **,** \ 役 訳 L て が さ た ŧ 含 玉 れ 苦役と異なる文言) ま 際 た れ 原 規 な 文 約 7 で に こと あ ょ る れ は ば、 英 明 文 5 及 の概念に 奴 隷 か び 憲 で 及 び あ 法

兵役が

含まれるおそ

れが

あるた

め、

兵役

は

強

制

労働には含まれな

ζ,

と規定

してい

る。

適 \mathcal{O} 用 は また、 とい ک 急 れ うも は神聖な義務であつて、 迫 \mathcal{O} 不 は Ė 停 \mathcal{O} 止され 侵 害等 るのかどうか」という質問 が 行 わ れた場合に 苦役に服するような、 お į١ て、 に 国土 対 し、 苦役に入るようなも 防 衛の義務 政 府 は、 上第 国 土 十八条という 防 ので 衛 \mathcal{O} は 義 な 務 *(*) とい ŧ のだ \mathcal{O} う \mathcal{O}

制 事件で、 また、 は 合 憲 前述のとおり、 で 一 九 一 ある。 八年連 <u></u>
九 一七年 邦最 アメリ 高 裁判 0) 力合衆 選 所は、 抜 徴 国 兵 にお 全 制 判 に () 事 つ 7 いて、 致 は 憲法修 \mathcal{O} 意見で合憲と判決している。) 修 正 正第十三条が 第十三条に 関 ある し、 が、 合憲 ŧ とよ 性 が ŋ 争 徴 わ れ 兵

というような解釈もできないことではないと思います。」と答弁している。

た

間 題 以 上 が あ 0) と る ば お り、 カュ りで 徴 な 兵 く 制 を 玉 違 [を守 憲 とす るということ る 論 拠 を 憲 は 法 神 第 聖 + な 八 条 義 務 に 求め であるとす ることは、 る国 憲 民 法 \mathcal{O} 考 解 え 釈 及 لح び 自 て ŧ 衛

隊 員 \mathcal{O} 誇 りとい う観点 からも 論拠 とすべきものではないと考えるが、 徴 兵 制 違 憲 \mathcal{O} 論 拠 カュ 5 第

十八 、条の引用を外す考えはないか。